

# 医療 DX 推進体制整備加算に関しまして

2024 年 6 月

当院では令和 6 年 6 月からの診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について

以下の通り対応しております。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認を行う体制を整えております。
- ③ オンライン資格確認から取得した薬剤情報や検診情報等を診察室又は処置室において、  
閲覧又は活用できる体制を整えております。
- ④ 電子処方箋を発行する体制に関して現在協議中です（令和 7 年 3 月 31 日までの経過措置）
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制に関して現在協議中です（令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置）
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関しては、利用体制を整え、利用方法等を院内掲示・  
推進しています。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療  
を行うことについて、院内の見やすい場所に掲示しております。